

令和5年度第1回埼玉県児童福祉審議会議事録

令和5年度第1回埼玉県児童福祉審議会

日時：令和5年6月16日（金）

10時から11時

場所：埼玉教育会館201会議室

- 1 開会
- 2 福祉部長あいさつ
- 3 委員長の選出
- 4 副委員長の選出
- 5 審議事項
 - (1) 児童養護部会及び認可部会所属委員の決定
 - (2) 埼玉県子育て応援行動計画の中間年の見直しについて
 - (3) 次期埼玉県子育て応援行動計画の策定について
 - (4) 児童養護部会の審議経過について
 - (5) 児童認可部会の審議経過について
- 6 報告事項
 - (1) 子供の意見聴取等の仕組みの整備について
- 7 閉会

出席委員（15名） ※50音順

川 澄 馨 子 委員	神 山 幸 恵 委員
坂 本 仁 志 委員	清 水 将 之 委員
菅 原 文 仁 委員	鈴 木 勝 委員
田 口 伸 委員	寺 蘭 さおり 委員
長 根 亜紀子 委員	福 田 由美子 委員
藤 野 美佐子 委員	保 角 美 代 委員
本 田 尚 美 委員	若 山 清 和 委員
渡 辺 大 委員	

欠席委員（1名）

塚 越 優 子 委員

◎開 会

○ 司会（少子政策課 飯塚副課長）

定刻になりましたので、ただ今から、「令和5年度第1回埼玉県児童福祉審議会」を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

私は少子政策課の飯塚と申します。本日は改選後、初めての審議会でございますので、委員長選出までの間、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。資料に不足がございましたら、事務局までお申し付けください。

さて、当審議会は、児童福祉法第8条に基づき、児童福祉に関する事項などを調査審議するために設置されております。委員の任期は2年間となっており、5月27日から2年間、皆様方には児童福祉審議会委員として、お力添えをお願いすることになりました。よろしくお願い申し上げます。

さて、会議の開会に先立ちまして、会議の公開について、御説明させていただきます。埼玉県児童福祉審議会規則により、「会議は公開とし、出席委員の3分の2による議決があった場合は公開しないことができる」とされております。本日の会議は、原則に基づき公開となっておりますので、御了承下さい。

本日は、Webで傍聴を希望する方が1名いらっしゃっております。これからZOOMにて入室いただいてよろしいでしょうか。

[委員の了承を得て、ZOOMで傍聴者入室。]

◎福祉部長あいさつ

○司会

それでは、福祉部長の金子から、御挨拶申し上げます。

○金子福祉部長

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、令和4年度第1回埼玉県児童福祉審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様には、委員への御就任をお引き受けいただき、心から感謝申し上げます。

埼玉県は、大正9年の国勢調査開始以降、全国で唯一、人口が増加し続けた県とされておりましたが、昨年4月に総務省が公表した2021年10月1日時点の県内の人口推計で、初めて人口が減少に転じました。全国でも、この2月に厚生労働省が公表した令和4年度の人口動

態統計速報値の年間出生数は初めて80万人を下回り、本県も4万5千人と、ピークであった昭和48年の半分以上となっています。

このような状況の中、国は子供・子育て政策の司令塔としてこども家庭庁を発足させ、また、子供・子育て政策の抜本的強化と少子化の傾向を反転させるため、3月末に、「こども・子育て政策の強化について（試案）」いわゆる「たたき台」を発表し、また先日、子供・子育て政策の具体策と財源を含む「こども未来戦略方針」が策定されました。

本県においても、このような国の方向性は踏まえつつも、県5か年計画における「子育てに希望が持てる社会」の実現に向け、希望する方が安心して子供を産み育てることができる社会づくり・地域づくりを進める必要があります。

本審議会は、児童福祉法等に基づいて設置されている県の附属機関で、児童福祉や子育て支援施策の推進に関する事項について御審議いただいております。

令和2年度から6年度までの5か年の「埼玉県子育て応援行動計画」の中間年の見直し及び令和7年度からの次期「埼玉県子育て応援行動計画」の策定について、御審議いただきたいと考えております。また、児童福祉審議会には部会がございますが、各部会の審議内容についての御報告、また、児童福祉法の一部改正に伴う、「子供の意見聴取等の仕組みの整備」についても、御説明させていただきたいと思っております。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。結びにあたりまして、委員の皆様方の御健勝、御活躍をお祈りいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

○司会

福祉部長につきましては、別の用がございますので、ここで失礼ながら退席をさせていただきます。

○金子福祉部長

すみません、よろしくお願いたします。

◎委員紹介

○司会

続きまして、本日御出席いただいております委員の皆様を御紹介させていただきます。お配りいたしました資料1-3「埼玉県児童福祉審議会委員名簿」を御覧いただきたいと思います。五十音順にお名前をお呼びいたします。川澄馨子様。

○川澄委員

よろしくお願ひします。

○司会

神山幸恵様。

○神山委員

はい。よろしくお願ひいたします。

○司会

坂本仁志様。

○坂本委員

はい。坂本です。よろしくお願ひいたします。

○司会

清水将之様。

○清水委員

はい。よろしくお願ひいたします。

○司会

菅原文仁様。

○菅原委員

はい。菅原でございます。よろしくお願ひいたします。

○司会

鈴木勝様。

○鈴木委員

はい。よろしくお願ひいたします。

○司会

田口伸様。

○田口委員

はい。田口です。よろしくお願ひいたします。

○司会

寺菌さおり様。

○寺菌委員

よろしくお願ひいたします。

○司会

長根亜紀子様。

○長根委員

よろしくお願いいたします。

○司会

福田由美子様。

○福田委員

はい。よろしくお願いいたします。

○司会

藤野美佐子様。

○藤野委員

よろしくお願いいたします。

○司会

保角美代様。

○保角委員

はい。保角です。よろしくお願いいたします。

○司会

本田尚美様。

○本田委員

本田と申します。よろしくお願いいたします。

○司会

若山清和様。

○若山委員

遅くなり申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

○司会 渡辺大様。

○渡辺委員

はい。よろしくお願いいたします。

○司会

どうぞよろしくお願いいたします。次に、本日出席しております事務局の主な職員を紹介させていただきます。岩崎少子化対策局長でございます。

○岩崎少子化対策局長

はい。よろしくお願いいたします。

○司会

尾崎少子政策課長でございます。

○尾崎少子政策課長

はい。尾崎でございます。よろしくお願いいたします。

○司会

菊池こども安全課長でございます。

○菊池こども安全課長

菊池です。よろしくお願いいたします。

◎出席状況報告

○司会 続きます、この審議会の定足数について御説明を申し上げます。本日の審議会でございますが、委員16名中15名の御出席をいただいております、過半数を超えておりますので、埼玉県児童福祉審議会規則第5条第2項の規定に基づきまして審議会が成立いたしますことを御報告申し上げます。

なお、本日は、塚越優子委員が御欠席をされております。

◎委員長選出

○司会 それでは、次第の3番「委員長の選出」に移らせていただきます。

委員長及び副委員長の選出につきましては、児童福祉法第9条第4項に基づきまして、委員の皆様のご互選によることとなっております。委員長の選出について、指名か選挙か、御意見がございますでしょうか。

○藤野委員

はい。御指名でいいと思います。いかがでしょうか。

○司会

今、指名という御発言ございましたけども、他に御意見はございますでしょうか。それでは、他に御意見がないようですので指名ということにさせていただきます。どなたか、候補者の御推薦はございますでしょうか。

○藤野委員

よろしいですか。

○司会

どうぞ。よろしくお願いいたします。

○藤野委員

すいません。推薦させていただきたいのですが、委員長には児童福祉に関する経験と広い見識をお持ちの田口委員にお願いできたらなと思っております。私からは以上です。

○司会

はい、ただいま藤野委員の方から、田口委員をという御発言がございましたが、皆様いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○司会

それでは委員の皆様の御了承がいただけたということで、委員長は田口委員にお願いすることとしたいのですが、田口委員、いかがでしょうか。

○田口委員

はい。承知しました。

○司会

それではただいま委員長が決まりましたので、田口委員長は恐れ入りますが委員長席の方にお移りいただければと思います。

〔田口委員長、委員長席へ移動〕

○司会

早速でございますが、田口委員長に御就任の御挨拶をいただければと思います。

○田口委員長

はい。ただいま、委員長を務めさせていただくことになりました、田口でございます。力不足ではございますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

私、県職員として児童相談所を含めまして、児童福祉、それから福祉のいろんな分野で仕事をして参りました。退職後は社会福祉法人で高齢者施設の運営に携わりまして、その後現在の埼玉県社会福祉士会という職能団体の事務局の方に勤めております。

児童福祉の方からちょっと離れてはいたのですけれども、昨年からまた子供の権利擁護委員会の委員につくことになりまして、改めてまたいろいろと勉強して参りたいと思っております。

部長のお話にもありましたように、子供・子育て施策の分野は今注目が集まっております。このような中、県の施策の充実に向けまして、皆さんからいろんな御意見をいただきまして、審議を進めて参りたいと思っております。審議会の円滑な運営に務めて参りたいと思っておりますので、どうぞ御協力のほどよろしく願いいたします。

○司会

ありがとうございました。それでは、埼玉県児童福祉審議会規則第5条第1項の規定に基づきまして、今後の議事進行の方は、田口委員長にお願いしたいと思っております。それではよろしくお願いたします。

○田口委員長

それでは、会議次第に従いまして、進行してまいります。

◎副委員長選出

○田口委員長

次第の4番「副委員長の選出」です。副委員長の選出は、委員長選出と同様に委員の皆様の互選によることとなっております。副委員長の選出について、指名か選挙か、御意見ありますでしょうか。

○神山委員

指名が良いと思っております。

○田口委員長

他に御意見ありますでしょうか。無いようでしたら、指名とさせていただきます。どなたか、候補者の御推薦はございますでしょうか。

○神山委員

はい。副委員長は、児童福祉の見識の高い寺菌委員にやっていただければいいなと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長

ただ今、神山委員から、寺菌委員に副委員長をお願いしたらどうかという御意見をいただきまして、皆様の方から口頭で御了承いただけましたので、副委員長は寺菌委員にお願いしたいと思います。寺菌委員、いかがでしょうか。

○寺菌委員

承知しました。

○田口委員長

ありがとうございます。それでは、寺菌副委員長、副委員長席にお移りをお願いいたします。

〔寺菌副委員長、委員長席へ移動〕

○田口委員長

早速ですけれども、寺菌副委員長に御就任の御挨拶をお願いいたします。

○寺菌副委員長

失礼いたします。ただいま御推薦いただきました寺菌さおりと申します。私は2014年に埼玉大学教育学部に着任いたしまして、主に幼稚園教諭と保育士の養成に携わっております。研究では、親育ちや親子のウェルビーイングの視点から、家庭における保護者の役割について研究しております。

昨今少子化であったりとか、核家族化、あと地域コミュニティの希薄化、また妊娠出産前での子育て経験とか、子供と関わる機会の減少、さらにメディアの発達であったりとか、さらに輪をかけて、コロナ禍というところで、やはり子育て環境というものが、とても不安定な要因ってというのが多岐にわたっております。

今回、本審議会に携わらせていただくにあたり、埼玉県の子育て、子育て支援について、私自身学ばせていただきながら、すべての子供の幸せを願いつつ、子供自身が生まれてきてよかったと思えるような社会づくりに貢献できるよう、務めて参ります。不慣れな点もあるかと存じますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○田口委員長

はい。ありがとうございました。

◎議事録署名委員選出

○田口委員長

それでは次に会議次第の5番「審議事項」に入ります前に、埼玉県児童福祉審議会規則第9条に基づき、本日の議事録署名委員を指名いたします。

藤野委員と神山委員をお願いすることといたしますが、藤野委員と神山委員には後日、事務局より議事録の確認をお願いすることになりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

◎議 事

(1) 児童養護部会及び認可部会所属委員の決定

○田口委員長

それでは、次第の「5(1) 児童養護部会及び認可部会所属委員の決定」に進みたいと思います。

まず、児童養護部会の委員の決定を行います。審議会規則第7条の規定により、本審議会には「里親の認定」や「要保護児童に対する児童相談所の措置」などについて審議を行う児童養

護部会を設置することになっております。また、同条第2項により、「部会に属する委員は、委員長が指名する」とされております。

ここで事務局から児童養護部会の委員案を配布させていただきます。

〔事務局より児童養護部会委員（案）配付〕

○田口委員長

児童養護部会では、里親の認定に関する事項や、里親への委託、児童自立支援施設等の施設への入所等の措置をとる場合の意見などについて審議いたします。児童福祉・医療・法律に関する知識・経験を有する委員を指名させていただきます。

「埼玉県児童福祉審議会 児童養護部会委員（案）」に記載した7名を児童養護部会に属する委員とさせていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

続きまして、認可部会の委員の決定を行います。本審議会には「幼保連携型認定こども園や保育所の認可」などについての審議を行う認可部会を設置することとなっております。また、規則第7条第2項により、「部会に属する委員は、委員長が指名する」とされております。ここで事務局から認可部会委員案を配布させていただきます。

〔事務局より認可部会委員（案）配付〕

○田口委員長

認可部会では、幼保連携型認定こども園や保育所の認可に関する事項について審議いたしますので、幼児教育・保育に関する知識・経験を有する委員を指名させていただきます。

「埼玉県児童福祉審議会 認可部会委員（案）」に記載しました5名を認可部会に属する委員とさせていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

◎議事

(2) 埼玉県子育て応援行動計画の中間年の見直しについて

○田口委員長

続きまして、次第の「5 (2) 埼玉県子育て応援行動計画の中間年の見直しについて」に進みたいと存じます。事務局からの説明をお願いいたします。

○尾崎少子政策課長

少子政策課長の尾崎でございます。よろしく願いいたします。それでは私から、埼玉県子育て応援行動計画の中間年の見直しについて、御説明させていただきます。お手元の「資料2-1 埼玉県子育て応援行動計画について」を御覧ください。

計画の内容でございますが、現計画は第4期目の計画でございます。計画期間は令和2年

度から令和6年度までの5年間でございます。

二つ目の段落でございます、計画の位置付けを御覧いただきたいのですが、根拠欄にございますとおり、四つの一番左からですね、4つの法律及び2つの厚生労働省通知に基づきまして、ちょうど真ん中の部分のそれぞれの計画を策定することになっております。

一番右側に位置付けが書かれておりますが、策定が任意であったり、義務づけがあったりしておりますが、これらをすべて包含するものとして、埼玉県では埼玉県子育て応援行動計画を策定してございます。

そのうち、この上から二つ目の、子ども・子育て支援法に基づく計画につきましては、策定が義務化されておりました、その中で、中間年、いわゆる計画期間のちょうど真ん中において、その計画を見直しなさいというふうにされておりました、それが一応根拠となっております。

次に、次の段落でございますが、計画の基本理念につきましては、すべての子供の最善の利益を目指し、子育て、親育ちを通じて、子供を産み育てることに希望が持てる社会づくりとしてございます。隣の施策の方向性としては、表記の3つでございます。

一番下でございます。計画の構成といたしましては、結婚・出産の希望の実現など6つの施策を柱として、次のページの方に移っていただきたいのですが、計画の指標ということで、18の指標を設定してございます。

この指標につきましては、毎年進捗状況を、児童福祉審議会、この場で御報告をさせていただいております、今年度は次回の審議会で進捗状況を報告させていただく予定でございます。

資料は次に移ります。資料2-2、「埼玉県子育て応援行動計画の中間点の見直しについて」を御覧ください。

内閣府からですね、第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しについてという考え方が、ここに書かれているとお示されました。

具体的には、この資料2-2の1の(1)及び(2)にございますとおり、保育及び子育て支援事業等の量の見込みと提供体制、これについて、よく見直しなさいということでございます。

その中でその下にございますが(3)都道府県の計画の見直しについては、市町村の対応状況等を踏まえ、適切な見直し作業を進めるとございます。

言うなればですね、市町村のそういった量の見込み提供体制の積み上げが、結果として県の計画にも反映されているというものでございます。

2の各市町村見直し状況を御覧ください。

見直し済みが20市町村。令和5年度中に見直しの予定が3市町、それで見直し予定なしは40でございます。

次のページを御覧ください。3の市町村の見直し結果でございますけれども、国からですね見直しを行うよう示されました、保育等の量の見込み提供体制及び子育て支援事業の見直し後の、これはですね数字、値を積み上げたものでございます。

市町村計画は先ほど申し上げました通り、県の計画値と実績にですね、非常に密接な関係がありまして、これらに実績の乖離に10%以上の乖離、開きがある場合は、見直しを行いなさいとされておりまして、各市町村のこれらの計画も見直しを積み上げ、これ県の計画と比較しますと、乖離は最大で4.1%でございました。

下の段が、地域子ども・子育て支援事業とございますが、こちらの数字につきましては、積み上げた結果、県の計画値と比較しますと、乖離は最大で5.9%でございました。

1ページにですね、詳細がですね、県計画の見直しについては、方向性として詳細を書かせていただきましたが、保育及びこの子育て支援に関する乖離は、それぞれ、先ほど申し上げました4.1、5.9%でございますので、10%の開きには届いておりませんので、中間年の見直しは行わないことの方で考えていきたいというふうに思っております。

◎議事

(3) 次期埼玉県子育て応援行動計画の策定について

○尾崎少子政策課長

次のページになります。資料3でございます。次期埼玉県子育て応援行動計画の策定について御説明させていただきます。

現行の計画は先ほど申し上げました通り、期間が令和6年度、来年度まででございます。そのため、今年度から来年度までに、次期計画を策定し直す必要がございます。

次期計画策定における課題については、二つ目のブルーの方を、以下を御覧くださいませ。

今年4月1日に施行されました、こども基本法第10条におきまして、都道府県子供計画は、こども大綱を勘案して、当該計画を定めるよう努めることとされております。

またその下のこども基本法抜粋の二つ目参考にもございます通り、これまで国が定めてきた少子化社会対策大綱、子供若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱は、一つに束ねられまして、いわゆる先ほど御説明したこども大綱に一元化される方法でございます。

これらの大綱は、この資料3の一番下の表にもございます通り、すべて県計画に紐づいておりますことから、今後、これらの県計画をどのように策定し直していくのかという部分も検討

課題となつてございますので、今後、皆様と御相談をさせていただきたいというふうに思つてございます。

計画二つにつきましては以上でございます。

◎質問・意見

○田口委員長

ただ今、「埼玉県子育て応援行動計画」の中間年の見直しはないということの説明が事務局からありましたが、この点につきまして御質問とか御意見がございましたら、お願いいたします。はい、鈴木委員どうぞ。

○鈴木委員

今度、国の方は、保育園の方に、勤務証明書を出さなくても預けられるような仕組みにしたいと述べています。今後、計画の見直しの中に、そういった保育園が必要になるとか、幼稚園が必要になるとか、その部分を各市町村がどれくらいのパーセンテージでみていくのか、例えば、うちの町には五つの保育園がありますが、一つの保育園がまとめていくのか、それとも各保育園がそれを全部やっていくのか、そういったところも大事な問題になってくるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○尾崎少子政策課長

先日発表されました、計画（こども未来戦略方針）の中にある、こども誰でも通園制度（仮称）の件かと思えますけれども、それにつきましては、今発表されているのは、定員の空いてる範囲でということになっておりますので、今後ですね、そうは言いましても、空いてないから利用できませんっていう制度ではございませんので、国からですねその辺りの仕組みにつきましては詳細な発表は今後、出るかと思えます。

まずはそういった形で、いわゆる今、委員の方から御質問がありました、誰もが、いわゆる保育のですね、勤務実態がなくても、預けられる制度を導入するという方向が示されたというふうに認識しておりますので、今の委員の御指摘につきましては、十分踏まえながら、国の動向を注視して参りたいというふうに思います。

○田口委員長

よろしいでしょうか。

○鈴木委員

先ほどの県の計画で市町村の保育ニーズに関する部分があったかと思えますけれども、人口減少とそれから保育ニーズの増は、プラスマイナスゼロになるような計算になるのではな

いかと思います。

あとは今の説明の中で、月曜日から金曜日までは、自分の入れている保育園に預けていて、土日は違うところでやっていただくというのは、母親のグループ、その孤立とか、虐待とかそういうためになっていいのかなって思うのですけども、そういう中で、365日預けられるというのを、逆にまたいかなものかなっていう考えもあるのですけども、その点も精査していただけたらというように思っております。

○尾崎少子政策課長

委員の方からの、お申し出につきましては重く受け止めてさせていただいて、注視して参りたいと思います。ありがとうございます。

○鈴木委員

はい。

○田口委員長

いろいろ子供の保育の場所も多様化してきたということだと思いますが、先ほどの御説明の中でですね、(3)の次期埼玉県子育て応援行動計画の策定、これについても事務局の方から続けて御説明がありましたので、この辺もまとめまして、御意見御質問等ございましたら、お願いいたします。

○田口委員長

はい。清水委員。

○清水委員

これ資料3のことでもよろしいですか。

○田口委員長

はい。

○清水委員

こども基本法の中では、当事者つまり子供の意見を聴取するという仕組みが非常に重要視されているということがあるというふうに思います。場合によっては子供の保護者も当然考えられると思います。策定にあたって、子供の意見聴取や意見表明の場をどのように確保していくのか、何かイメージとか、予定があれば教えていただきたいと思います。

○尾崎少子政策課長

はい。確かに子供のですね、意見を聴取をするっていうのは今までにない視点で、具体的にですね、こどもまんなか社会の制度を作っていくという中で出てきたというふうに認識してお

ります。県の行動計画、これ来年度にかけて、この見直していくのですけども、具体的に今の段階で我々がどういった場面で聴取するということはですね、決定しておりません。ただ、いろいろなイメージは持っておりまして、その中で、どういう機会が一番ベストなんだろうっていうのは、今探しているところでもございますので、また委員の御意見をいただきながら、今後その辺りを詰めていきたいというふうに思っております。

○清水委員

はい。ありがとうございます。

○田口委員長

他にいかがでしょうか。よろしければ（２）の方におきまして埼玉県子育て応援行動計画の中間点の見直しを行わないということで、御了承いただきます。そういったことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議事

（４）児童養護部会の審議経過について

○田口委員長

続きまして次第の５（４）「児童養護部会の結果について」、事務局から御報告をお願いします。

○菊池こども安全課長

こども安全課長の菊池でございます。よろしくお願ひいたします。児童養護部会における審議結果を御報告申し上げます。児童養護部会における審議結果につきましては、昨年度の児童福祉審議会で、令和４年度第２回児童養護部会までの審議結果を御報告しております。本日は、前回以降に開催されました令和４年度第３回から第８回及び、令和５年度第１回の児童養護部会の結果について御報告いたします。

児童養護部会ですが、「里親の認定に関する事項」、「児童相談所の行う措置に関する事項」、「被措置児童等虐待の報告に関する事項」について、調査審議することとされております。これらの審議事項につきましては、「埼玉県児童福祉審議会規則」第７条第６項の規定により、部会の議決をもって審議会の議決とすることとされており、同条第７項の規定により、審議結果を児童福祉審議会に報告することとされております。

なお、児童養護部会の審議につきましては、児童や里親希望者などの個人情報等を取扱うことから、非公開で行っております。

このため、本日の報告につきましても、個人情報を含まない形での報告となりますので、御了承いただきますようお願いいたします。

それでは、資料の4を御覧ください。始めに、1の「里親の認定に関する審議」について御報告いたします。これは、里親となることを希望する者について、その適否を御審議いただいております。

(1)の「開催及び審議状況」のとおり、令和4年度第3回から令和5年度第1回までの児童養護部会において、里親となることを希望する88世帯について御審議いただきました。そのうち85世帯については里親として認定することが相当との答申をいただいております。残り3世帯につきましては、里親として認定することは不相当との答申をいただきました。

次に、(2)の「認定・登録里親の状況」でございますが、まず、アの「種類別」を御覧ください。

里親の種類としましては、保護者のない児童や保護者に監護させることが不適當な児童を養育する「養育里親」、養育里親のうち特に被虐待児、非行児又は障害児を養育する「専門里親」、養子縁組により養親となることを希望する「養子縁組里親」、児童の両親が死亡・行方不明・拘禁・入院などの事情により養育できない場合に、扶養義務のある親族が養育します「親族里親」、以上の4種類ございまして、重複して登録することも可能でございます。

里親として認定することが相当と答申をいただいた85世帯のうち、「養育里親」としてのみの登録が14世帯、「養育里親と養子縁組里親の両方」への登録が69世帯、「親族里親」としての登録が2世帯となっております。

また、「専門里親」、「養子縁組里親のみ」の登録はございませんでした。

次に、イの「職業別」、ウの「年齢別」につきましては資料のとおりでございます。

「里親の認定に関する審議」については以上のとおりでございます。

続きまして、2の「児童相談所の採る措置に関する審議」について御報告いたします。

これは、児童相談所が、児童について施設入所等の措置が必要であると判断したにもかかわらず、保護者がこれに反対の意向を示した場合などに、児童相談所の方針の適否を御審議いただくものでございます。

御審議いただきました23件すべてについて、児童相談所が施設入所等の措置を採ることが相当であるとの答申をいただきました。

次の、3の「親権停止の審判申立に関する審議」について報告いたします。

児童相談所が、児童の生命または身体の安全を確保するために緊急の措置が必要であるとし

た場合に、その親権者等、いわゆる保護者の意に反して必要な措置をとることができるかとされています。

必要な措置を優先するために、親権の停止を図る児童相談所の方針について適否を御審議いただくものでございます。御審議いただきました2件につきまして、親権停止の審判申立を請求することが適当であるとの答申をいただいております。

次に、4の「被措置児童等虐待事案の報告」について御報告いたします。

これは、児童養護施設等に入所している児童について施設職員による虐待が疑われる旨の通告や届出があり、県が事実確認などの必要な措置を採った場合、児童養護部会に報告することとされているものでございます。

前回の報告以降、新たに被措置児童等虐待に係る通告等のあった6件について事実確認を行い、結果を児童養護部会の方に報告いたしております。3件を被措置児童等虐待と認め、他3件は被措置児童等虐待とは認められない事案でございました。

また、令和3年度から調査をして随時報告して参りました1件について、最終の報告をさせていただきます。

児童養護部会における審議結果の報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○田口委員長

ただ今の報告につきまして、御質問がございましたら、お願いたします。

特にないようですので次に（5）認可部会の結果について事務局より報告を願います。

◎議事

（5）児童認可部会の審議経過について

○尾崎少子政策課長

はい。私の方から説明をさせていただきます。お手元の資料、「（5）認可部会審議結果報告」を御覧ください。

埼玉県児童福祉審議会の認可部会につきましては設置根拠は、埼玉県児童福祉審議会規則第7条第1項にございます。委員の数につきましては先ほど議長から御指名がありました5名ということになります。

令和5年度第1回児童福祉審議会認可部会の報告でございますけれども、報告につきましてはその1及び2に書いてある通りでございます。開催状況のところ、すべて書面開催となっておりますのは、ちょうどコロナ禍ということもございまして、書面開催となっているという状況でございます。

今年度につきましては、第1回を令和5年5月に、こちらは既に前任期の委員の皆様で開催をさせていただきました。第2回を令和6年2月に、来年の2月でございます。こちらにつきまして、実地またはリモートによる開催を予定してございます。

認可部会は毎年、おおむね第1回が5月頃、第2回が2月頃と、というようなスケジュールで開催させていただいております。

主な審議と報告事項の内容につきましては、保育所及び幼保連携認定型こども園の認可等に関する事項について、御審議をいただき、皆様に御検討をいただくこととなっております。会議につきましては、非公開でございます。以上、簡単ではございますが、認可部会についての御説明に代えさせていただきます。以上です。

◎質問・意見

○田口委員長

ただ今の報告につきまして、御質問がございましたら、お願いいたします。はい、鈴木委員。

○鈴木委員

時代の流れとして、純粹に保育園だけの認可を申請しているところと、認定こども園みたいな形で、幼保連携型で申請している数とあると思いますが、この中では分からないですけれども、流れとしては、認定こども園が多いですとか、どのような割合になっていますか。

○尾崎少子政策課長

正確にはですね、また後程御対応させていただいていただきたいと思いますが、やはり、幼保連携型が多いっていう感覚はあまりないです。数字としてはですね正確にちょっと今手元がないので、また後程ちょっと御報告させていただきますが。

○鈴木委員

(答申で適当とある) 7とか8とかはほとんどが保育所ですか。それともこれ幼保連携型認定こども園でしょうか。

○尾崎少子政策課長

この2の施設類型別をですね、御覧いただければ。これは新規の部分です。保育所の方がやっぱり圧倒的に多い。

○鈴木委員

わかりました。

○田口委員長

数字としては2のところを見てもらえればということですね。では他にございますでしょうか。

か。よろしいでしょうか。

◎報告事項

(1) 「子供の意見聴取等の仕組みの整備」について

○田口委員長

次に資料6(1)の「子供の意見聴取等の仕組みの整備について」、事務局より御説明お願いします。

○菊池こども安全課長

はい、こども安全の菊池です。宜しくお願いいたします。

資料6を御覧ください。令和4年度の児童福祉法の一部改正が、この度令和6年度の4月1日施行になります。

本日御説明させていただきたいことは大きく2点あります。1点目が、子供の権利擁護の環境の整備ということです。右側にイメージ図があるかと思うのですが、下の四角の中に(1)権利擁護機関と書かれていますけれども、ここの部分の説明になります。

県はですね、これから児童相談所長が行った児童福祉施設等への入所の措置とかですね、入所施設等における処遇に関し、子供から申立てがあった場合に、調査審議意見具申等を行う権利擁護機関を県が設置することなど、子どもの権利擁護にかかる環境整備を行う義務が規定されたものです。

この措置、児童福祉施設等への入所措置というのは、一時保護等も含まれております。そうした場面、場面で子供の意見を聞きながら、子供が権利擁護に関わる意見を言いたい時にそこで権利擁護機関の申立てができるというものを作らなくてはいけないということで、環境整備するという形になります。

二つ目がこのイメージ図の右側の四角囲みの緑の部分(2)意見表明と支援員と書いてありますけれども、二つ目の説明がこちらになります。

(2)の子供の意見表明等への支援ということで、これは子供が意見表明を行う場合に、支援するアドボケイトを配置して、そのまま子供から聴取した子供の意見、または意向を、児童相談所等への関係機関への意見表明をする際に、立ち会ったり代弁をしたり、支援を行うものです。

またそのアドボケイトの意見表明支援員が、子供が、先ほど御説明いたしました、県の権利擁護機関に申し立てる際のサポートなども、この意見表明支援員が行ったりします。

続いて下の子供意見聴取等の仕組みの整備についてという資料を御覧ください。子供の意見

聴取の仕組みについて本県の対応案について御説明いたします。

その一つ目の子供の権利擁護の環境整備において、設置する子供の権利擁護機関ですけれども、この児童福祉審議会に新たな部会を設置して、そこから子供の申し立てに対して調査審議、意見具申を行うというものです。

調査審議事項は「児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向（申立て）」となります。

子供の権利擁護機関を児童福祉審議会に設置するということですが、今回の改正の児童福祉法の方でもそういう想定をしているところでございます。

審議案件は「措置された子供の申立て」に基づくものであり、その申立てに迅速に対応するために、新たな部会を設置するものです。なお、設置については法施行時の令和6年4月1日とするものでございます。

(2)の子供の意見表明等への支援ですが、新たな取組である意見表明等支援員の活動や配置など、意見表明に関する事項については、夏以降に国から運用イメージなどが提示される見込みとなっております。そこでその内容を踏まえながら、検討を進めてまいりたいと思っております。

検討にあたっては、学識経験者の方や関係団体の方で構成する検討委員会を設置して、体制整備に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。以上となります。よろしくお願いいたします。

◎質問・意見

○田口委員長

ただいま説明がございましたけれども、御質問がございましたらお願いいたします。新しい仕組みづくりということで、今回の児童福祉法の改正の中での目玉となっている子供の意見表明ということでございますが、実際にうまくまわしていくことがこれから考える上で、必要になってくるかと思っておりますけれども。検討委員会などにつきましてはどのような形で進められるか、考えていることなどありましたら、お願いいたします。

○菊池こども安全課長

国からの方向性というんですかね。その辺の示されるのは夏以降となっておりますので、夏以降にその辺りの方向性が示されて以降、委員会を設置して、複数回開催して、その意見表明支援員の活動ですとか、あと研修の方法ですとかそういったことを検討して参りたいと考えて

おります。

○田口委員長

清水委員。

○清水委員

資料6を今拝見していますが、表記が「子供」の漢字の表記を久しぶりに見ました。表記を統一されたほうが良いのではないのでしょうか。漢字の子供表記を久しぶりに見ましたので、何か意図があるのでしょうか。

また、子供の権利擁護をするということであれば、意見聴取について子供向けの資料もおそらく作らないといけないと思いますが、何かイメージとか、スケジュールはあるのでしょうか。

○菊池こども安全課長

当然子供にもわかりやすい説明なりをしていかななくてはいけないと思いますので、その辺りも併せて検討委員会の中で考えていきたいと思っております。今も権利擁護という形で、施設に入る際には、子供の権利ノートというのを配ってはいるのですけれども、そういった部分も合わせて、どういうふうに、子供にわかりやすい説明をして、相談できるような形にしていくか合わせて検討していきたいと考えております。

○清水委員

よろしくをお願いします。

○岩崎少子化対策局長

すみません、子供の表記についてなんですけれども、県の公文書規定というか、その文書の言葉の使い方とか漢字の表記の仕方があるのですが、「こども」はですね、この漢字の子供を使います。固有名詞で引っ張ってくる表現はその大元の表記を使うのですが、県で使うときはこの表記になりますので、御了承いただければと思います。

○清水委員

はい。ありがとうございました。

○田口委員長

どうもお待たせしました、鈴木委員をお願いします。

○鈴木委員

今、子供の権利ノートという言葉が出てきたので、私たち生活支援を行う際に権利ノートを作り上げた経験がありますので、教えていただけたらと思うのですが、

具体的に虐待を受けた子供が児童相談所の方に保護されるにあたっては意見を聴くのは当然だ
と思うのですけれども、児相から家庭に戻るとき、具体的にどのように意見が出せるのかどう
か。子供というのは、ずっと母子分離だと、ずっと親から離されてはいけないという心配から、
もう帰りたいって言うってしまう場合もあるので、その時にこの、アドボケイトさんがどのくら
い、子供の意見を吸収していただけるのか、あと何歳から自分達が表現する力を持つてるかと
いうところも加味しないと、難しい問題だなというように思ってるのですが、どうでしょうか。

○菊池こども安全課長

ありがとうございます。現在でも一時保護所から帰るとき、施設に行くときは、子供の意向
は確認しております。当然のことだと思うのですけれども。

ただ、当然子供の意向のとおりにならない場合もあって、帰りたいのにやっぱり施設に行か
ざるをえない場合もあります。あまり帰りたくないのに無理やり帰すということはないのです
けれども、子供もやっぱりその時その時で、気持ちが揺れ動いていることが多いので、やっぱ
りそこを丁寧にやっていかななくてはいけないと思っています。

今も委員がおっしゃられたように、本当に家に帰る時、逆に帰りたくない、施設に行かなけ
ればならない、そういった場面、場面で、相談所と子供の意向が違う場合では、こういう第三
者に訴えるということが出来る形になりますので、その辺りを丁寧にきちんと周知をして、迅
速に対応できるような形を作っていきたいと思っております。

いかんせん、とにかく新しい制度ですので、我々もやりながら修正したり、色々なことして
いかななくてはいけないと、今の時点で思っておりますので、少しでも子供の意見がきちんと表
明できるような形をとっていきたいと思います。

それから研修に関してですけれども、おっしゃる通りで、なかなか子供の話を聞くというの
はすごく難しいことで、年齢に応じてやっぱり幼児さんの対応方法とか大きい子は大きい子の
対応というところがあるかと思っておりますので、その辺りも具体的にどのように研修していくかも、
改めてこの検討委員会の中でも検討していきたいと考えておりますので、また御意見お聞かせ
いただければと思っております。以上です。

○田口委員長

他にいかがでしょうか。はい。保角委員。

○保角委員

子供の意見聞いていくことを増やそうということが法律に盛り込まれたということなのです
けれども、大分県ですとか福岡県ですとか、結構先進的にやっているところがあって。県との

研修とまでいかないのですが、考え方自体をしっかり進めていこうというNPOなどもあるので、しっかり先進事例を見ていただけると、よりよいものになるので、お願いをしたいなと思います。

○菊池こども安全課長

我々もいろいろ各自治体の事例を調べてはいるのですが、参考にしながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田口委員長

はい。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。今施設の方での第三者委員とか、そういう仕組みなどもありましたり、かなりその辺りが重複してくるようなところもあるかと思えますけどその辺りなどはいかがですか。

○菊池こども安全課長

第三者委員につきましては、第三者委員がいろいろ子供に聞いていく中で、施策を提言したりとかいろいろ聞いた中で委員さん御自身の中でも咀嚼をしながら、多分そこに意見を述べられる形になるかと思うのですが、あくまでもこの意見表明支援員については、子供の意見を表明することを支援していくという形になりますので、言い方はちょっと正しいかわからないのですが、あくまでも子供の気持ちを代弁なので、そこに変な大人の解釈は原則混じらないものになりますので、そこをどう表現していくか。例えば子供が家に帰りたい、施設なんか行きたくないっていうときに、「いやいやあなた施設に行った方がいいよ」っていうことではないのだと思うんですね。子供が帰りたいって言ってることを、どう大人たちに自分の意見をきちんと表明できるかというところをサポートしていく形になるので、そこがちょっとやっぱり意見表明支援員、アドボケイトと、第三者委員会と、似ているところもあるんですけども、そこはちょっと違いかなと思っております。

○田口委員長

わかりました。あくまでも子供の意見表明をサポートしていると、そういう立場ですね。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。これからまた新たな取組ということで、またいろいろなことを受けながら、また審議等していきたいと思っております。

それでは、よろしいでしょうか。これで用意された次第の方も終わりましたして本日は大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

それではこれもちまして、本日の審議を終わらせていただきます。進行を事務局の方にお返しいたします。

◎閉 会

○司会

委員の皆様、本日は長時間にわたりまして御審議いただきまして誠にありがとうございました。次回の審議会の開催につきましては対面ではなく、Web開催で考えております。日程等につきましては、また後日事務局の方から御連絡をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、令和5年度第1回埼玉県児童福祉審議会を閉会させていただきます。
本日はありがとうございました。

議事の内容について、以上のとおりで相違ありません。

委員長 田口 伸

署名委員

委員 藤野 美佐子

委員 神山 幸恵